

## アイヌ語の現状と復興

佐藤 知己

北海道大学

**【要旨】** アイヌ語話者の正確な人数を知ることは極めて困難である。政府がアイヌ民族の存在を法的に認知していないので公式統計がないこと、調査自体が民族差別を引き起こす可能性があることによる。アイヌ語の現状について言えば、「アイヌ語教室」がアイヌ語の伝承に一定の役割を果たしてきたが、話者の協力が得られる教室は残念ながら少なくなりつつある。1997年に成立した「アイヌ文化振興法」も様々な言語復興事業を支援しているが、アイヌ民族の法的地位には言及を避けているという問題がある。実地調査は困難となったがアイヌ語の研究は復興活動にとって今後も益々重要である。例えば、抱合は語形成において重要な役割を果たすが、アイヌ語の抱合のパターンはいくつかの規則の相互作用によって無標なもの（目的語抱合）と有標なもの（主語抱合）とに分類できる。この事実を反映させることにより、構造的により妥当な新語を選択することが可能となる\*。

**キーワード：**アイヌ語の現状、アイヌ語の復興、語形成、新語、名詞抱合

### 1. はじめに

本論の主要なテーマは「アイヌ語の現状」、「アイヌ語の復興」であるので、最初にこの二点について述べる。また、アイヌ語復興の現場において新しい概念に対応する造語を行う場合に、重要な問題点となる「抱合」という文法現象を取り上げ、関連する現象の例を示しながら、アイヌ語研究と復興運動との関係、アイヌ語研究が直面している課題、及び今後の方向性についても簡潔に触れておきたい。

### 2. アイヌ語の現状と復興

#### 2.1. アイヌ語の現状を述べる前に

北海道環境生活部（2005）によると北海道に居住するアイヌ民族の人口は約二万四千人（推計）となっている。しかしながら、北海道以外に居住する人々を含めたアイヌ民族の総人口については統計調査資料がなく、詳細はいまのところ不明とせざるを得ない。このような事情の背景には、日本政府がアイヌ民族を法的に民

\* 筆者がこれまで主に研究して来たのは社会言語学や言語政策の問題ではなく、アイヌ語の構造的諸側面であった。しかし、長年アイヌ語の調査研究に携わってきた者の一人として、このような機会に多くの方々にアイヌ語の現状を知って頂き、研究の重要性を認識して頂くように努める義務があると考え、「アイヌ語の現状と復興」というテーマを選んだ。これまで筆者にアイヌ語を教えて下さった話者の方々、様々な御教示、御助力を頂いた関係の方々、草稿の細かな点に至るまで有益なコメントを下さった『言語研究』匿名査読者に深く感謝申し上げます。

族として認めていないという事実がある。独自の言語や文化を持つ民族でありながら民族としての権利を認められないまま、日本社会における少数者として政治、経済、教育の面で様々な不利益を甘受し続けているのである<sup>1</sup>。このような事態の改善に対する政治の側の腰は極めて重く、ようやく2008年6月6日、衆参両院本会議において、「アイヌの先住民族認定を求める決議」が全会一致で可決、採択され、今後の施策立案に向けて「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（以下、「有識者懇談会」）が設置されたことは大きな一歩と言える。以後、有識者懇談会は2009年7月29日、提言をまとめた報告書を官房長官に提出し、その中で文化復興、立法措置、政府窓口機関の設置などの重要性を指摘している（北海道新聞2009年7月29日付夕刊）。さらに、自民党から民主党への政権交代をうけて、民主党の鳩山由紀夫首相は所信表明演説の中でアイヌ民族に言及し、「先住民族であるアイヌの方々の歴史や文化を尊重する」と述べた（北海道新聞2009年10月26日付夕刊）。さらに、アイヌ民族の委員を増員した新たな有識者懇談会として官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が発足し、政府の対応は、また新たな段階に入りつつある（北海道新聞2009年12月23日付朝刊）。しかし、アイヌ民族の法的地位の確立への道のりはまだまだ遠い状況にあると言えよう。

## 2.2. アイヌ語の話者数に関わる諸問題

アイヌ語研究者は「アイヌ語話者はいったい何人いるのか」、「アイヌ語の現状は一体どうなっているのか」という外部からの問いかけに専門家として客観的なデータに基づいて責任を持って答えることを余儀なくされる。このような問いに学問的、社会的な意義があることは勿論、否定しない。また、そのような問いがアイヌ語に対する真摯な興味や善意に基づくものであることも十分に理解している。しかし、その一方でアイヌ語の専門家という立場からは強い違和感を覚えざるを得ないのもまた事実である。

アイヌ語の話者数に関する行政による公式の統計調査資料は一切存在しない。それは既に述べたように日本政府がアイヌ民族を民族として認知しておらず、従ってアイヌ民族としての法的権利も認めていないからである。当然、アイヌ語話者に関する公式の統計調査資料はおろか、アイヌ民族の総人口に関する資料も存在しないのである。それでは、アイヌ語研究者なり社会言語学者なりが、独自にアイヌ語の話者数を調査することは可能なのだろうか。筆者は自分が「日本語の話者」であることを隠さなければならないと意識したことは一度もない。「日本語の話者」であることを表明したからといってプライバシーが侵害されるとか、筆者の家族、親類縁者に不利益が及ぶという恐れがないからである。では「アイヌ語話者」の場合は

<sup>1</sup> アイヌ民族が置かれている状況を明らかにするためになされた比較的規模の大きい社会的調査の結果が2010年に公表されている（北海道大学アイヌ・先住民研究センター（編）2010）。

どうか。現状では「アイヌ語話者である」ということは、日本の社会においては不用意に取り扱うことのできないデリケートな個人情報なのである<sup>2</sup>。本人が調査への協力や情報の公開に同意しても、家族や親類縁者はどうなのか、という問題が絶えず付きまとう。「アイヌ語の話者数」を客観的に明らかにするということは、現状ではこのような個人情報を根ほり葉ほり調査するというにほかならない。住所や電話番号のような情報さえもかつに公開すればどのような思いがけない災厄に巻き込まれるか予断を許さない時代である。アイヌ民族をめぐる政治社会的状況に改善が見られない現状において、研究者が学問的意義だけを理由にこのような調査を行うことは厳しい非難を招く恐れがあり、その後の研究が一切不可能になる可能性さえある。もうおわかりいただけたことと思うが、「アイヌ語の話者は何人いますか」という問いがいともしも簡単になされるということは、この問いの持つ本当の重みがほとんど認識されていないことを意味している。残念ながら日本の社会においてアイヌ民族の問題がまだまだ一般には縁遠い問題としてしかとらえられていないことを端的に示すものと言える。

さて、このような状況下でアイヌ語の現状について報告しようとするれば、手段は限られたものにならざるを得ない。一つは、話者について詳しく述べるのではなく、研究者の側の事情を述べることによってアイヌ語やアイヌ民族の置かれている状況を間接的に述べる、というものである。こういうやり方には、個人情報に触れる恐れが少ないという利点の他に、もう一つの利点もある。「ある言語を研究する」ということの魅力は、単にその言語の構造を理解し、明らかにする、ということに盡きるものではない。通常はその言語を話す民族との楽しい交流もその魅力の中に入っているはずである。しかし、アイヌ語の場合は、研究者とアイヌ民族との関係は、もちろん、楽しい、明るい側面もあるのではあるけれど、結局のところ、好むと好まざるとにかかわらず、個人と個人との関係を超越した、日本社会における長い歴史的な宿命によってどこかで規定されざるを得ない。長く続けていればいずれはどこかでこの問題に直面しなければならぬのである。しかし、その点に触れてしまうと、せっかく興味を持った若い世代の人々が二の足を踏んでアイヌ語を敬遠してしまう恐れがある。そういうことはできれば避けたい<sup>3</sup>。そこで、アイヌ語やアイヌ民族が置かれている厳しい現状を直接述べるのではなく、研究者の側をのぞいて、アイヌ語を研究する喜びや楽しみ、という話題になるべく内容を限定してこのような困難を回避することになる（佐藤 2009、佐藤 2011 を参照）。しかし、このような手法は間接的であるために真意が伝わりにくく、事情を解しない人々から「我々が求めているのはこのような情報ではない」とクレームを付けられる可能

<sup>2</sup> 例えば北海道大学アイヌ・先住民センター（2010: 24）によれば、「アイヌとして嫌だと感じる点」という質問項目に対して「アイヌ差別の経験」を挙げた人が、回答者 2558 人中 1184 人（46.3%）にのぼっている。

<sup>3</sup> 筆者の知人のアイヌ語研究者の中にも若い世代への影響を考慮して、極力明るい面を強調して負の側面については触れないようにしている、という人がいる。

性も大きい。あくまでも苦肉の策であり、最善の方法でないことは言うまでもない。

もう一つの手段は、公開されている関連する客観的なデータをできる限り提示して、そこからアイヌ語の現状を推測してもらう、というものである。「アイヌ語の話者数」のような直接的なデータではないけれども、最近では文化行政や福祉行政の立場からの、人権に配慮しているためにかなり制限された内容ではあるが、様々な情報が公開されるようになったので、客観性のあるより正確な情報を提供できる、という利点がある。しかしながら、このような方法にも限界はあって、「アイヌ語の現状とは直接は無関係な統計の引用ばかりでなんだかよくわからない」と批判されることも覚悟しなければならない<sup>4</sup>。

実は、アイヌ語研究者がアイヌ語の現状の把握に関して慎重にならざるを得ない理由には、以上のようなデータ上の制約の他に、もっと本質的な避けて通れない問題点があることにも触れておきたい。新聞で悲惨な事件を目にする。確かに心を揺さぶられるが、たいていは同情以上のものではない。しかし、もしその事件の被害者が自分の家族だったら、同じように他人事だと思って澄ましておられるだろうか。いられるわけがない。同じ対象であっても、それを見る人が置かれている立場によって、解釈や意見が全く違ってしまふ、ということがあるのである。「アイヌ語の置かれている危機的状況について客観的なデータが知りたい」と研究者が思うのはもっともなことであるのかもしれないが、ここには当事者であるアイヌ民族がそれを見た場合にどういう印象を持つか、あるいは、日本社会全体にどういう波及効果を及ぼすか、という広い視点が欠落している。第三者の立場にあるアイヌ語研究者が客観的な学問的な活動として行った「アイヌ語の現状」に関する報告であっても、アイヌ民族側の受け止め方は、一般の研究者の受け止め方とは当然全く異なるであろう<sup>5</sup>。アイヌ語研究者が「これがアイヌ語の現状だ」という見解を示すことに慎重にならざるを得ない背景には、このような越え難い壁の存在を意識せざるを得ないという事情もあるのである<sup>6</sup>。

以下では、このような様々な限界は承知しつつも、近年入手できるようになった

<sup>4</sup> 2009年3月14日に開かれたシンポジウム「日本の中の危機言語」（日本言語学会主催、於東京大学）で筆者が発表した後、そのような感想を述べた方がおられた。

<sup>5</sup> このような視点の違いに関してはSawai (1998) が参考になる。Sawaiはこれまで多くの研究者が深い配慮無しにアイヌ語の危機を声高に説いて来たことについて非常に厳しい意見を述べている。

<sup>6</sup> アイヌ語の現状に関する認識の差、というのとは少し違うが、北海道庁によって行われたアイヌ民族に関する調査報告（北海道生活福祉部2007）に重大なミスが発見され、アイヌ民族側から厳しい批判を浴びるという事件が最近あった。生活意識について当初発表された報告書では「少しゆとりがある」、「豊かである」の合計が7年間に62.4ポイント増加し状況が大幅に改善されたことになっていたが、正しくは「少しゆとりがある」、「豊かである」の合計が0.1ポイント減少しており、実態にはほとんど差がなかったことが外部からの指摘で明らかになったのである。行政側は正誤表を出して陳謝したが、行政側にとっては単なる書類作成上のミスの一つに過ぎないものであってもアイヌ民族側からすれば今後の施策に影響しかねない死活問題なのであり、双方の温度差を象徴するものと言える。「アイヌ語の現状」をめぐる同様な不幸なトラブルが起こらないという保証はないであろう。

情報に基き、復興も含めたアイヌ語の現状について、いくつかの手法を併用することによって可能な限り具体的な記述を試みることにする。

### 2.3. アイヌ語の現状

既に述べたようにアイヌ語の現状を知るための基礎資料というものは存在しないわけであるが、ある程度、各地の状況を知ることのできる情報の一つに、後述する「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」（以下「財団」）によって平成20年から21年にかけて行われた「アイヌ語教育整備事業」のための検討委員会における報告がある<sup>7</sup>。これには筆者も微力ながら委員の一人として参加した。平取、白糠、登別、苫小牧、旭川、鶴川、帯広、静内、札幌、千歳、浦河、様似の各地域の委員が集まって現状の報告を行い、財団の事業に関して今後の対策を協議した<sup>8</sup>。委員の方々はそれぞれの地元で北海道アイヌ協会(旧北海道ウタリ協会)が開設した「アイヌ語教室」などでアイヌ語教育活動に携わっておられるベテランである。程度の差はあるが、多くの地域で、幼少時にアイヌ語を聞く機会があった世代からの助言や協力が得られてはいるものの、アイヌ語が非常に堪能である世代は既に極めて高齢であるため、現時点では教室で直接の指導を受けることがほとんど不可能なケースが大部分のようである。従って、主に古い音声資料を用いて学習活動を行っている地方も複数みられる。いずれの地域も生徒の確保が大きな問題となっている。アイヌ民族以外の、遠くから通ってくる熱心な(狭義の)日本人生徒がいる一方で、地元のアイヌ民族は生活に追われてアイヌ語教室に参加する余裕がない、というケースもある(アイヌ語教室では、講師や助手には謝礼が支払われるが、参加者には何の保障もない)。また、講師の養成や教材の作成が追いつかず、授業内容の充実がはかれない、という悩みもしばしば聞かれた。また、札幌や苫小牧のような大都市では、地元の古老の協力を得ることが難しいというハンディもある(これらを受けていくつかの対応策が協議され、実行に移されたが、それらについては以下の復興の項で触れることにする)。

このように、「アイヌ語教室」は様々な困難を抱えながらも、アイヌ語の普及に長年にわたり一定の役割を果たしてきた。「アイヌ語の現状」を語る場合に欠かせない重要な活動であったわけである。しかし、近年、アイヌ語教室をめぐって大きな変化があったこともここで報告しておかなければならない。アイヌ語教室の運営は北海道教育委員会からの委託金でまかなわれていたのであるが、業務会計検査で一部返還金が生じる事態となり、事業の大幅な見直しが行われ、平成22年度から

<sup>7</sup> ここでは財団の了解を得て、出席者に配布された議事録の内容を個人情報に配慮しつつ使用させていただいた。記して感謝申し上げます。

<sup>8</sup> 当時、「アイヌ語教室」という形でアイヌ語学習活動を行っていた地域は他に白老と釧路の二地域があったがたまたまこの会議には委員が参加していなかった。また、アイヌ語の学習・教育は北海道アイヌ協会(旧北海道ウタリ協会)主催のアイヌ語教室に限定されたものではなく、実際にはこの他にも各地でさまざまな活動が活発に行われているはずであるが、筆者の得られた情報には限りがあり全貌を必ずしも把握できなかったことをお断りしておきたい。

は「アイヌ用語学習講座」という名称となった。開催場所も「アイヌ語教室」の14ヶ所から平取町、むかわ町、登別市、苫小牧市、帯広市の5地域に減ってしまった<sup>9</sup>。名称が「アイヌ語教室」から「アイヌ用語学習講座」に変更されたのは、アイヌ語の振興事業を主たる業務としていない、文化財保護を取り扱う文化庁が最終的な管轄省庁であるため、予算の趣旨に忠実に、あくまでも文化財保護に必要な知識を学習する事業の一環として行われるという位置付けで、このような名称になっているということのようである<sup>10</sup>。アイヌ語の学習のために公的な補助が得られるのであれば、名称はなんでもいいようなものであるが、筆者はこれには少々疑問を持つ。「アイヌ語」はあるけれども、「アイヌ用語」というものはない。そういう実体がないものを名称とした事業で、本当にアイヌ語の振興がはかれるのか、と思うわけである<sup>11</sup>。もっとも、次に述べるアイヌ語の他の様々な振興策が実行に移される中でアイヌ語教室の役割も変わっていかざるを得ないという側面もあると思われるので、今後の推移を注意深く見守りたい。

なお、北海道大学アイヌ・先住民研究センター（2010: 102-103）には、「アイヌ語の話者数」に直接関わるものではないが、アイヌ語に関する調査項目のデータが含まれている。「アイヌ語」に関する活動に現在関わっている人の人数は5703人中307人（5.4%）となっている。この数は決して大きいものとは言えず楽観できるものでないことは明らかである。しかし、希望がないわけではない。「今後関わりたい伝統文化」という項目では「アイヌ語」が581人（10.2%）と最も多いのである。今後、状況が好転し、アイヌ民族がアイヌ語を学ぶ環境が整備されて行けばアイヌ語を学ぶ人が今よりもっと増える可能性を示していると言える。

#### 2.4. アイヌ語の復興

明治政府によってアイヌ民族は戸籍に編入されたが、法律的には「アイヌ民族」

<sup>9</sup> なお、平成23年度は新ひだか町、浦河町でも開催され計7地域となっている。また、アイヌ用語学習講座に参加せず、独自にアイヌ語教室を継続している地方もあるとのことなので、残りのアイヌ語教室すべてが活動休止になったということではない。

<sup>10</sup> 北海道アイヌ協会事務局次長の竹内渉氏による。御教示に深く感謝申し上げる。ただし、事実認識に誤りがあればそれは筆者の責任によるものである。

<sup>11</sup> 筆者も公金の不適切な扱いに関しては弁明の余地はないと考える。しかし、行政側の様々な干渉やいわゆる「お役所的」対応にも筆者は強い疑問を持つ。立場を変えて考えてみればすぐわかることである。別民族の政府の支配のもとで、日本人が「日本語教室」を「日本用語教室」という名称で開くよう、役所から指導を受けて日本語を学ばなければならなくなったとしたら、どう感じるだろうか。行政にはそのような想像力が欠けていると言わざるを得ない。たとえ特段の配慮があったにせよ、このような名称のもとで事業を進めること自体がそれをなによりも象徴している。なぜ「アイヌ語教室」のようなものを作らなければならなくなったのか、という点に関する、歴史的な視点もおそらくは持ち合わせてはいないだろう。アイヌ語が多くのお話し手によって保持されているのなら、特に子供もアイヌ語を話せるのであれば、そのようなものは不要なはずである。そういう状況を招いたのは、ひとえにアイヌ民族の責任なのだろうか。「アイヌ語教室」のような、本来不必要なはずの制度を招いたのは日本の社会である。いくら予算を支出したとしても、この視点を欠いた施策はいかなるものであれ「仏を作って魂を入れていない」ものように筆者には思える。

という位置付けがなされたわけではなかった。その一方で、差別や格差の問題が解消されず、深刻な社会問題となったため、「北海道旧土人保護法」（1899年成立）が制定されたが、この法律によってもアイヌ民族の困苦は解消されなかった。それどころか「アイヌ民族」としてのアイデンティティは認められない一方で、「旧土人」という誤解を生む名称だけが法律の中に残ってしまったのである。この法律は制定後、約一世紀を経て、1997年によりやく廃止され、これに代わる法律としてアイヌ文化振興法（通称「アイヌ新法」）が成立した。これに伴い、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が設立され、アイヌ文化の存在が公的に認知され、様々な文化的取り組みが国の援助によって行われるようになったのである。

財団の行う事業は多岐にわたるが、現時点で財団が関与するアイヌ語の復興関連事業は次のようなものである（財団ホームページによる）。

- 1) 指導者育成事業
- 2) 上級講座
- 3) 親と子のアイヌ語学習事業
- 4) アイヌ語ラジオ講座
- 5) アイヌ語弁論大会
- 6) アイヌ語教材作成事業

1) の「指導者育成事業」は「アイヌ語の文法や言語学の基礎を踏まえた効果的な指導方法などについての学習機会を提供し、アイヌ語指導者の育成を図ろうとする事業」である。筆者もこの事業の講師として他の講師と共に当初から参加している。二年を一期として各地域から志望して来た受講者に対し、一回三日の合宿を合計六回実施する。時間数は必ずしも多いとは言えず、年度ごとに開催されるので講義の間隔がかなり空いてしまうのが欠点であるが、合宿なので集中的に学ぶことができるという利点もある。内容は、アイヌ語の文法、講読、作文の他、文化的知識、指導法など多岐にわたっている<sup>12</sup>。受講者の感想は概ね良好で、修了者の多くはアイヌ語教室の講師、あるいは後述の「アイヌ語ラジオ講座」の講師として活躍している。時間数の不足や授業間隔の間違さという欠点は、次年度の合宿が始まるまで毎月受講生に講師が補習問題を送付してやってもらい、講師がそれに赤ペンを入れてまた返却する、という通信教育体制をしくことで補っている。また、修了者は再受講ができない、という制約があるので、勉強を続けたい修了者を対象として年一回、「フォローアップ講座」という合宿を実施して、講師が修了生の疑問や要望に

<sup>12</sup> 正規の講義外だが、修了年度の最後の合宿後、「作文実習」の一環として、各自任意に歌を選び、歌詞をアイヌ語訳して全員の前で歌うのが近年の恒例行事化している。これは講師だからといって原則免除されないので講師にとっても恐怖である。受講者の中にも非常に巧みに作文する人がいて感心させられることがある。どういう形であれ、アイヌ語をとにかく使ってみる、という場を設けることは大切なことであると思う。ちなみに、音痴でもありアイヌ語の実践的使用能力も高いとは言えない筆者にとっては二重の意味で難行苦行である。

答えて講義をする、という活動も行っている。前述の「アイヌ語教育整備事業」における、受講経験のある委員からの意見として注目されるものとしては、アイヌ語に関する知識が深められる、という本来の目的だけでなく、一種の学校としての役割も果たしていて、それが大変評価できる、というものがある。それぞれの地域で活動しているだけでは、悩みを相談したり、刺激を受ける相手も少なく、孤独を感じるということがあるが、地域が違っていても、同じ合宿で共に学んだ仲間、という意識が芽生えて、それまではなかった地域を越えた交流や協力が生まれる、というのである。将来的には、「アイヌ民族学校」のようなものを作って、そこで組織的にアイヌ語やアイヌ文化を学べるようにしたいが、そのモデルの一つという意義もあるのではないかと、という意見もある。

このようにプラスの評価が比較的多い「指導者育成事業」であるが、問題点も少なくない。時間数や内容が限られる、ということの他に、たとえ休日を含んでいるとはいえ、家庭を持ち、勤めを持っている人が遠方から合宿に参加するのは大変である。せっかく意欲や能力がありながら、仕事の関係で最後まで修了できない受講者もいるのである。しかも、そのような多大の努力を重ねて修了しても、社会的に認められた資格ではないので、直接、就職やキャリアアップにはつながらない、という問題もある。現段階では様々な意味で恵まれた、余裕のある人しか受講できない、という根本的な課題があるのである。受講すればどのような利点があるのか、ということは切実な問題であって、決してきれい事として避けて通ってはならない点である。英語も、それを学ぶことがなんらかの利益につながるから多くの人が熱心に学んでいる、ということを通小に評価すべきでないであろう。

2) の「上級講座」は、「指導者育成事業」の受講をめざす段階の学習者を対象に開設されている講座である。この事業に関しては特に情報を持っていないので紹介にとどめる。

3) の「親と子のアイヌ語学習事業」は「アイヌ民族の親子を対象とし、アイヌ語研究者やアイヌ語話者の助力を得てアイヌ語の振興及びアイヌの伝統や文化の保存を図る」ものである。前述の「整備事業」委員会で出された意見としては、親に意欲があっても、子供に参加の意義を納得してもらうのはそれほど容易でない、というものがあつた。子供達にとってアイヌ語はなじみのない言語であり、苦勞して学ぶ動機付けに欠ける、ということは無理もないことである。学校の勉強でもないものを勉強しなければならないことを子供にどう説明して意欲を引き出すかは非常に難しい問題である。また、熱心に学んだからといって、それが何らかの「役に立つ」という保証も乏しい。地元の古老は伝統文化を伝えたいと思っても、子供達の興味と必ずしも合致しないということもあるようである。また、今あるアイヌ語の様々な教材は、主に大人を対象としたものであって、子供向けのものがない、という意見も出された（この点に関しては以下の「教材作成事業」で改善が図られている）。「アイヌ語を学ぶ」動機付けを子供に持ってもらうような対策が求められていると言える。



4) の「アイヌ語ラジオ講座」であるが、「STV ラジオ」という北海道の民間放送のラジオ局で、平成 10 年度から毎週日曜午前 7:05-7:20、再放送は毎週土曜午後 23:15-23:30 という時間枠で放送がなされている。全国放送ではないので電波の届くエリアでしか聴取できないが、財団に希望すればテキスト（無料）や録音ディスクを送ってもらうこともできる（貸出し）。講師は各地のアイヌ語教室の講師が務め、テキストも各地の方言による独自のものが毎回作成されている。ラジオ講座の講師を経験した人の意見としては、毎回の放送のために大変な勉強や練習が必要となるため、結果として講師自身にとっても非常に勉強になる、というものが多い。また、ラジオを聞いた地域の人から様々な反応があるため、やりがいを覚える、という意見もある。ただし、この事業にも多くの課題がある。なによりも多くの人が指摘するのは、その事業費の大きさである。放送局への委託料が、財団のアイヌ語関係事業予算の四割以上を占めている。それだけの費用を別の事業に回したほうが、より効率的なアイヌ語復興事業が可能なのではないか、という意見が絶えず出されている。また、放送時間帯が早朝や深夜で、一般の人が広く聴取できる時間帯とは必ずしも言えないという批判も多い。また、アイヌ語には共通語というものが現時点では存在しないので、地域ごとに異なる方言に基づくものにならざるを得ない、という問題もある。各地のアイヌ語の方言資料が十分に揃っているわけでもなく、ネイティブに確認するということが容易でないか、全く不可能な地域も多い。さらに、アイヌ語の研究レベルは英語や日本語並みに高いとも言えないので、細部に関してはよくわかっていない点も多いのである。そのような状況の中で語学講座の放送を作っていくという作業は無数の困難を伴うものである。今後、ラジオ講座のあり方をどうするのか、ということはアイヌ語の復興を考える上で大きな問題となるだろう。

5) の「アイヌ語弁論大会」であるが、「学習成果の発表の場」と位置付けられている。また、アイヌ語を多くの人が耳にする場を設けアイヌ語の存在を一般に広く知らせるという意図もあるようである。前述の「整備事業委員会」の多くの委員の意見では、各地方のアイヌ語教室の受講者が成果の発表の場として利用しており、この大会に出場する、ということが勉学の励みになっている例も多い。現在は口承文芸部門と弁論部門の二つに分かれて発表が行われている。問題は、発表者がどちらかと言えば口承文芸部門に偏りがちで、弁論部門の出場者が少ない、ということがあるようである。口承文芸部門は暗誦という要素が強いので、根気強く練習すれば出場可能だと思わるのに対し、弁論部門は作文能力が試されるのでよりハードルが高いと考えられていることによるのであろう。弁論大会の趣旨から言えば、自分の考えを自由にアイヌ語で表現する、というところに重点があると思われるので、口承文芸の美しさやおもしろさは確かに重要だが、弁論部門が下火になるのは問題かもしれない<sup>13</sup>。前述の「整備委員会」でも、「弁論」のハードルが高すぎるのであ

<sup>13</sup> 弁論大会一つ取っても、財団の事業はアイヌ語を自由に駆使できない、中途半端な理解し

れば、もう少し内容を多様化して、たとえば歌詞をアイヌ語訳して歌う「カラオケ部門」のようなものを新たに実施してはどうか、という意見も出された。一見、突飛な意見のようだが、これだと、完全な暗誦でもなく、ゼロからの作文でもないので、中間的なレベルのものとして適切ではないか、ということのようである。さまざまな問題と連動しているため、容易に改善策は見つからないかもしれないが、弁論大会は今後も様々な試みを取り入れながら発展して行くことであろう。

6) のアイヌ語教材作成事業であるが、「習得レベル及び各方言にも対応したアイヌ語のテキストを作成する」という趣旨の事業である。これは、既に述べたように、方言によっては頼りになる基礎的な参考書がほとんどないケースがあることや、大人向けのテキストしかなく、子供向けのテキストがない、という現状の解消を目指したものと言うことができる。「楽しみながらアイヌ語に親しむ」という観点から、アイヌ語カルタやアイヌ語すごろくのような「付録」も開発されているとのことである。現在、作業が進行中で、最終的な成果がまたれるところである。

以上のように、財団によって様々なアイヌ語の振興、普及策がとられ、成果を上げつつあることは喜ばしい。しかし、手放して喜んでばかりもいられない事情もあることは忘れてはならないだろう。いずれの事業も、いわば参加者の意欲や手弁当に依存している部分が大きくて、気持ちはあってもアイヌ民族の誰もが平等に容易に参加できる状況になっているとは必ずしも言い難い。このような状態は、アイヌ民族の権利が保障されているという状況とはかけ離れたものである。すべてのアイヌ民族が、その気になればいつでも言語や文化を学べるのが原則保障されていなければならない。また、財団の事業のバックボーンとなっている「アイヌ文化振興法」も根本的な問題を抱えている。この法律はアイヌ「文化」の存在は認めるものの、アイヌ民族を先住民族として認め、その権利を保障するところまで踏み込んだものではない。「アイヌ文化」に関わりのあるアイヌ民族は法律の対象になるが、アイヌの伝統文化に関わるかどうかは本人の意思だから、アイヌ文化に関わっていないアイヌ民族も当然おられるわけで、そういう人々にとってこの法律はほとんど何の意味もないものと言える<sup>14</sup>。

---

か持っていない学習者の数を増やすだけで、真の意味でのアイヌ語の振興に役立たないので協力しない、という研究者もある。これも一つの考え方ではあるが、筆者には「日本の英語教育ではネイティブを作れないからそんなものはやめてしまえ」というのと同じ程度の偏った議論に思われる。結局のところ、語学(勉強)というものは才能や機会や資力や時間に恵まれた一部の人しか本当には上達できないものなのであるが、だからと言ってそういう人以外の存在意義を認めないような意見は実際のでない。たとえ僅かでも、へたでも、一生懸命にやること自体に素晴らしく価値があるのである。色々な人がいて、裾野が広い、ということも大切な要素ではないだろうか。

<sup>14</sup> 現在のアイヌ新法に批判的な研究者の中には財団の事業には一切関わらない、と言う人もいる。それはそれである意味立派かもしれないが、筆者には「自分一人を大切に過ぎる」意見のように思える。アイヌ語の振興はある研究者が他の研究者より「立派」かどうかを判定するためにあるものではないと思う。アイヌ語の振興は急務である。今できることは協力してなんでもやったらよい。他方、アイヌ新法を改正してアイヌ民族の存在を法律に盛り込

アイヌ民族の人権問題、政治社会問題の解決なくしては、芸術、文化、政治、社会に関するいかなる立派な議論も脚下照顧を欠くのであり、世界に対して合わせる顔がない、というくらいの当事者意識を日本社会の各人が強く持って地道な努力を重ねて行くしか、事態改善の道はないであろう。

### 3. アイヌ語の復興とアイヌ語研究

#### 3.1. 名詞抱合

アイヌ語の復興の問題と関連する現象の一例として、名詞抱合の事例を簡単に紹介することにする（復興の問題との具体的な関わりについては次の3.2で詳述する）。アイヌ語には名詞を動詞と合成して新たな動詞を形成する「名詞抱合 noun incorporation」と呼ばれる現象がある。佐藤(2012)によれば、千歳方言を例にとると、動詞との文法的な関係によって、名詞抱合は、「目的語 + 他動詞」型(85.9%)、「主語(自然力) + 自動詞」型(6.8%)、「所有者要求的名詞主語 + 自動詞」型(5.6%)<sup>15</sup>、「主語(自然力) + 他動詞」型(1.7%)の四タイプに分類される<sup>16</sup>。それぞれの型の例を挙げると以下のようなものである。

- (1) cise-kar (「目的語 + 他動詞」型)  
家-作る  
「家を建てる。」
- (2) sir-pirka (「主語(自然力) + 自動詞」型)  
天気-良い  
「天気が良い。」
- (3) ossi-wen (「所有者要求的名詞主語 + 自動詞」型)  
～の内部-悪い  
「腹が立つ。」
- (4) koy-yanke (「主語(自然力) + 他動詞」型)  
波-上げる  
「波によって打ち上がる(波が～を打ち上げる)。」

アイヌ語の名詞抱合をめぐる様々な問題があるが、一つあげるとすれば、「なぜこのような分布の偏りがあるのか」、また、「ある種のものとは極端に例が少ないのにもかかわらずなぜ存在できるのか」という問題がある。前述の佐藤の研究は、こ

めばすべての問題が解決するという考え方も極めて安易である。法の改正によって当事者が不利益を被ることは本末転倒で、万が一にもあってはならないことなのであり、その対策も考えずに推し進めるのは無責任である。

<sup>15</sup> ここでは所有者を意味的に必ず必要とするような一群の名詞（典型的には身体部位など）を「所有者要求的名詞」と仮に呼んでおくことにする。

<sup>16</sup> ここで「主語」、「目的語」という用語を用いたのは伝統的な分類に従ったもので理論的な含意（アイヌ語の名詞抱合が統語的合成であるか語彙的合成であるか云々）を含むものではない。ここでの議論の主題は語形成の理論のプロセスでなく、記述的な型の分類の問題であるから当面の目的には差し当たりこれで十分である。

の問題をアイヌ語内部の文法的、意味的ないくつかの規則の相互作用によって説明しようとしている。概略を述べれば次のようになる。

アイヌ語の抱合には、「主語抱合の制約」と「特定性の制約」<sup>17</sup>という二つのペナルティー度の高い重要な制約が存在する。これらの制約のいずれか一つにでも抵触すると通常は不適格な形式となると考えるのである。仮に、これらの違反の程度を「-10」と表示しておくことにする（マイナスの数字が高いほどペナルティー度が高いが、-10は即座に不適格となる違反とする）<sup>18</sup>。また、これらの制約への違反ほどではないが、「主語+他動詞」型抱合も、受動者が抱合動詞全体の統語的主語になることと（例：koy-yanke「波が打ち上げる」の主語は対象となる受動者）、被抱合名詞の「主語」が動詞の直前に位置しているため、目的語抱合と紛れやすい、という二点において、形態と意味の「ずれ」が大きくやはり違反の度合いが高いと考えられる。この違反は仮に「-7」と考えておく。一方、これらに対して、ペナルティーを緩和する方向に働く要因も仮定できる。まず、「主語抱合の制約」に対しては、「背景化の必要性」という要因がある。抱合は名詞が独立的に用いられる場合と対比すれば、当該名詞の背景化に寄与する現象であると考えられる。そのため、主語抱合は通常はペナルティー度が高く、不適格な操作であるが、同時に「背景化の必要性」が高い場合はその事情が勘案されて、ペナルティー度が減らされる場合がある、と考えるのである。「背景化の必要性」は、ペナルティーを完全に消し去ることはできないが、かなり大きな緩和効果を持つと考え、ここでは仮にそれを「+8」と表しておく。もう一つの緩和要因は「再帰解釈」である。これは「特定性の制約」に対するペナルティーの緩和要因として働く。これを仮に「+9」で表すことにする。これによれば、例えば、「主語（自然力）+自動詞」型抱合は、「主語抱合の制約」に違反するため、ペナルティー度「-10」となって、このままでは不適格になるはずである。しかし、主語が自然力であるため、「背景化の必要性」(+8)という緩和要因が発動され、「-2」に緩和される。もっとも、ペナルティーが緩和されたとはいえ、ペナルティー自体は残っているので、全体的な出現率が6.8%と非常に低いのである。次に、「所有者要求的名詞主語+自動詞」型抱合であるが、やはり「主語抱合の制約」という重大なペナルティーを犯しているため、ペナルティー度「-10」となってこのままでは不適格になるはずである。しかしながら、所有者と被所有者を比べ

<sup>17</sup> 合成語の構成要素となる名詞は通常は総称的であって特定性が低いという言い方がしばしばなされるが（影山1993:223など）、ここでもそのような一般的な考えに従っておく。なお、理論的な観点からはこのような考えには異論があり得るだろうが、ここではこの種の理論的問題を主として論じようとしているのではない。アイヌ語の抱合の問題を考えるには差し当たりこれで十分であり、これでどうしても説明できない反例が見つかった時点で再考しても別段差し支えない副次的な問題であると考ええる。

<sup>18</sup> このような数字の使用に違和感を覚える向きもあるかもしれないが、あくまでもアイヌ語の事実をわかりやすく整理する意図で導入したもので、理論的に厳密な議論を意図したものではない。要は役に立てば良いのである。なお、ここで使用したほどの思い切った数字の使用ではないが、高見（1997:133）にも数量詞の解釈において諸要因にポイントを与えて説明している事例が見られる。言語学においてそれほど異例な手法とも言えないのではないか。

ると、所有者の方が通常は重要であり、被所有者に対して「背景化の必要性」(+8)という緩和要因が発動される余地が起こって来る。そのため、ペナルティー度が「-2」に緩和される。しかしながら、抱合が起きると、今度は所有者（機能的には主語）が被抱合名詞を意味的に限定しているの、「特定性の制約」に対する違反、という重大なペナルティーを再び犯す結果となる<sup>19</sup>。すなわち、またペナルティー「-10」を課されて、せっかく「-2」まで減ったペナルティーが逆に「-12」に激増し、このまま行けば即座に不適格となるはずである。しかしながら、この場合には今度は「再帰解釈」(+9)という緩和要因が発動されて、ペナルティーが「-3」に緩和される<sup>20</sup>。緩和されたと言っても、「-3」というより高いペナルティー度を持っているので、出現率が5.6%とさらに低いわけである。最後に、「主語（自然力）+他動詞」型であるが、「主語抱合の制約」に違反するため「-10」を課され、さらに受動者主語を取り、被抱合名詞が通常目的語でなく主語である、という点で形態と意味のずれが大きい。そのため、「-7」というペナルティーも課されるため、ペナルティー度が一挙に「-17」となり、このままでは有無を言わず不適格となってしまうはずである。しかし、この場合にも主語が自然力であるため、「背景化の必要性」(+8)が発動され、ペナルティーが「-9」に緩和される。緩和されたとはいえ、不適格と判断される「-10」すれすれの値であるので、出現率が1.7%と極端に低いのだ、と説明される。なお、ここで述べたような説明は、理論的には一見、可能なように思われるが、実際には全く例がないと思われるような組み合わせも説明できるという点で有用であると考えられる。例えば、「所有者要求的名詞主語+他動詞」という型

<sup>19</sup> (3) *ossiwen* 「腹が立つ」を例にとれば、*ossi* 「～の内部」は被抱合名詞なので、語の外側にある主語から統語的な限定を受けないはずである。しかし、ここで問題としているのは統語的な関係ではなくて、あくまでも意味的な関係なのである。しかも、*ossi* の所有者は必ず主語と一致し、それ以外の解釈はあり得ない。この場合、再帰解釈には例外がないのである。従って「文脈による語用論的な現象だから言語学的根拠にならない」というような批判はこの場合当たらないと考える。また、ここで述べているような限定と類似した例を挙げるとすれば、*un-grammatical-ity* という形式においては、文法的な構造とは別に、意味的には *un-grammatical* という関係が明らかに先行するだろう。どんな厳密な理論家でも、*un-* は派生接辞だから *grammatical* を意味的に限定することはない、というような議論はしないと思われる。ここで述べた「(意味的限定による) 特定化」という説明は理論の専門家から見れば許容できないものかもしれないが、繰り返し述べているようにここでの主たる議論は「特定、限定の本質」のような理論的なものではないのである。アイヌ語の事実をうまく説明できればそれで目的は達していると考えられる。所有者要求的名詞主語抱合が（頻度は低いとはいえ）明白に可能であるのに対し、所有者要求的名詞目的語抱合は（派生接頭辞を目的語とする場合を除いては）全く不可能、という分布上の明白な差異を説明できる代案を示すのでなければ本質的な反論とは言えないと考える。

<sup>20</sup> 「自分の」という再帰的解釈は特定性はやはり高いものの、「私の」、「お前の」、「彼の」などに比すれば、場合によってそれらのいずれでもあり得る、という意味で意味の範囲が広い。そのため特定性の制約が緩和されると考えるのである。なお、随意的な抱合である所有者要求的名詞抱合には「背景化によるペナルティー緩和」を認めないという考えもあり得る。その場合には再帰的解釈によるペナルティー緩和度を大幅に引き上げて「+17」のような数字を仮定することになる。背景化の要因を全く認めなくてよいかどうかにはなお検討の余地はあるが、この代案では高い特定性によるペナルティー（-10）がそのまま残るので、所有者要求的名詞目的語の抱合が事実上禁止されているという事実ともよく合致する。

が存在しないことを述べる簡便な手段がこれまでには存在しなかったが、このような説明によれば、主語抱合 (-10)、高い特定性 (-10)、形態と意味の不一致 (-7) で「-27」という高いペナルティーを課される一方で、それを緩和する要因としては背景化の必要性 (+8) しかなく、結果として「-19」という高いペナルティーがそのまま残ってしまうので全く問題外の形式であることが正しく予測できる。

表1 抱合の諸型とペナルティー度

	目的語抱合	主語(自然力) + 自動詞	所有者要求的名 詞主語 + 自動詞	主語(自然力) + 他動詞
総数	444 例	35 例	29 例	9 例
比率	85.9%	6.8%	5.6%	1.7%
主語抱合 (-10)		-10	-10	-10
高い特定性 (-10)			-10	
形態と意味の不一致 (-7)				-7
背景化の必要性 (+8)		+8	+8	+8
再帰解釈による特定性の回避 (+9)			+9	
ペナルティー度の合計	0	-2	-3	-9

### 3.2. アイヌ語の復興とアイヌ語研究

前節で紹介したような現象は一見、アイヌ語の復興とは何の関係もないように思われるかもしれない。しかし、名詞抱合の問題は例えば新語を作る、というような状況では非常に重要な意味を持つ。筆者の知人で、アイヌ語教室の講師もしている方々で、飛びぬけて高いアイヌ語の知識や運用能力を持っている方々がおられる。どれくらいできるかと言うと、日本語を全く交えずに日常的な話題をほぼ自由にアイヌ語で表現できる。また、お祈りのような儀礼の言語についても深い知識を持っていて何かの儀式のおりには祭主を務められたりもされている。しかも、アイヌ語の知識は本を読んだり古老から教わったりして後から得たものであり、生まれながらにアイヌ語が周囲にある環境で育った方々ではない。ただ、このようにアイヌ語ができる人でも、昔はなかったようなものをアイヌ語で表現するには相当苦勞されるようで、様々な新語を作る試みをされている。中には心底感服してしまうような素晴らしい案もあってうならされることも多い。ただし、当然のことながら、前節で述べたような抱合を含む例があると、アイヌ語の一般的傾向から、はずれた造語もみられることがある。そういう場合には、こういうものはアイヌ語の単語のタイプとしては統計的にそれほど普通のタイプとは言えないので、別のパターンも考えてみられてはどうですか、と助言することができる。例えば、sisam-kouwekarpa-ni「日本人・～に集まる・木 (=「ソメイヨシノ」)」という新語を作っ

た人がいる。「主語+他動詞+名詞」型の語はアイヌ語に皆無というわけではないが、実際には非常に少ない。その原因はおそらく、「名詞+他動詞+名詞」型の合成名詞があったとすると「名詞+他動詞」の部分は抱合動詞である方がより自然であるという傾向がアイヌ語にはあるが、既に述べたように他動詞主語抱合はアイヌ語では非常に稀な現象であるので、結果としてこの型の合成名詞も少ないのだ、と説明される（詳しくは佐藤 2008 を参照）。従って、sisam-kouwekarpa「日本人・～に集まる」という他動詞主語抱合を生じさせる恐れのある構造は新語の第一候補としてはあまり適切でない可能性がある、ということになる。また、tepa-sawre「ふんどし・ゆるむ（＝「油断する」）」という新語も作っているが、これも「所有者要求的名詞主語+自動詞」型で、やはり稀な構造である（ramu-tuy「心・切れる（＝「驚く」）」のような基礎語彙がこの型を示すため希少さが注意に昇りにくい、実は全体的頻度は5.6%とかなり低い）<sup>21</sup>。彼は謙虚で、このような意見を言っても、そういうこともあるんですか、とかえって興味を持ってくれたりするものでありがたいことである。語というものは、使用者が是認してしまえばその内部構造などは大きな障害にならないといえなければならないのではあるが、やはり新語を導入する場合も、できるだけ一般的なアイヌ語の語の構造に合致したものを選択するほうがよいと思われる。たとえ容易にアイヌ語話者から助言を得られなくとも、これまでに得られている資料を細かく調査して全体的な傾向を明らかにすることによってアイヌ語の復興を手堅く進めて行く手助けをすることができるのである。その意味で、アイヌ語研究者がなすべき仕事はもう終わりであるどころか、残されている課題は山のようにあると言うべきであろう。

#### 4. おわりに

本稿ではアイヌ語の実態の把握がなぜ困難であるのかの背景を述べ、制約された情報に基づいてではあるがアイヌ語の状況をできるだけ客観的に述べることに努めた。さらに、最近の状況の変化に触れ、アイヌ語の復興として主にどのような事業が行われ、どのような成果があり、どのような問題点があるのかを述べた。また、付随的な問題として、アイヌ語の復興において話者数の減少は深刻な問題ではあるが、アイヌ語研究が復興に役立つ場合があることを名詞抱合を例として述べた。アイヌ語研究がアイヌ語復興を側面的に援助できる部分は少なくないと思われる。アイヌ語の研究によって今後も多くの事実が明らかになると同時に、アイヌ語の重要性を多くの人が認識し、状況が改善することを祈りつつ筆をおく。

<sup>21</sup> これらの新語に対する代案を示すとすれば、例えば、それぞれ、sisam-uwekarpare-ni「日本人・集まらせる・木」、si-tepa-sawre「自分の・ふんどし・ゆるめる（＝「思わず知らず自分のふんどしをゆるめてしまう、油断する」）」のようなものが考えられる。検討の余地は大いに残っているであろうが、少なくともいずれも無標の「目的語+他動詞」型抱合を用いたものとなってペナルティーを回避できる。なお、si-は再帰接頭辞だが「他者の力を借りて間接的に自分自身に行為を及ぼす」という含意を持つ。そのため「思わず」という自発の意味が加わるのでこの場合、より適切ではないかと考えて用いた。詳しくは佐藤（2007）を参照されたい。

## 参考文献

- 北海道大学アイヌ・先住民研究センター (2010) 『現代アイヌの生活と意識』札幌：北海道大学アイヌ・先住民研究センター。
- 北海道環境生活部 (2005) 『アイヌ民族を理解するために』札幌：北海道庁。
- 北海道生活福祉部 (2007) 『平成18年北海道ウタリ生活実態調査報告』札幌：北海道庁。
- 影山太郎 (1993) 『文法と語形成』東京：ひつじ書房。
- 佐藤知己 (2007) 「アイヌ語千歳方言の再帰接頭辞 *yay-* と *si-* について」『認知科学研究』5: 31-39。
- 佐藤知己 (2008) 「アイヌ語千歳方言における合成名詞の構造」『北方人文研究』1: 55-68。
- 佐藤知己 (2009) 「アイヌの人々とアイヌ語の今」『言語』38(7): 16-23。
- 佐藤知己 (2011) 「アイヌ語の研究」呉人恵 (編) 『日本の危機言語』18-38。札幌：北海道大学出版会。
- 佐藤知己 (2012) 「アイヌ語千歳方言における名詞抱合：その種類と関連諸規則」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』18: 1-31。
- Sawai, Harumi (1998) The present situation of the Ainu language. In: Kazuto Matsumura (ed.) *Studies in endangered languages*, 177-189. Tokyo: Hituzi Syobo.
- 高見健一 (1997) 『機能的統語論』東京：くろしお出版。

執筆者連絡先：

〒060-0810 札幌市北区北10西4

北海道大学大学院文学研究科

tomomis@let.hokudai.ac.jp

[受領日 2011年12月31日

最終原稿受理日 2012年7月2日]

## Abstract

### The Present Situation of the Ainu Language and Its Revitalization

TOMOMI SATO

*Hokkaido University*

It is extremely difficult to determine the exact population of Ainu speakers. First, the Japanese government has not yet recognized the Ainu people legally as an ethnic group, and therefore we have no reliable official data on them. Second, such a survey itself might violate the speakers' privacy and cause racial discrimination. As for the present situation of the Ainu language, "Ainu language classes" have contributed to language transmission for years, but unfortunately it is getting more and more difficult for many Ainu classes to obtain the assistance of actual native speakers. It is true that the "New Ainu Law" established in 1997 has also supported many activities for revitalizing the Ainu language, but this law makes no reference to the legal rights of the Ainu people. Although recently it has become nearly impossible to conduct field research, the linguistic study of the Ainu language will continue to be important in terms of language revitalization activities. For example, noun incorporation plays an important role in this language, and it can be classified into a marked type (subject incorporation) and an unmarked type (object incorporation) according to the interaction of a number of rules. On this basis, it is possible to choose a structurally more acceptable candidate when the coinage of a new word is necessary.